

議案第 9 号

加西市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

加西市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 27 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項の規定により準用される法第13条第2項の規定に基づき、加西市が管理する準用河川（以下「準用河川」という。）に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるものとする。

(準用河川の構造の技術的基準)

第2条 法第100条第1項の規定により準用される法第13条第2項に規定する条例で定める準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）で定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

地域主権改革一括法（第1次一括法）の施行による河川法の改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準を条例で定めることとされたため、その基準を規定する条例を制定するもの。

政策等の形成過程説明資料

平成25年3月定例会

議案等 の件名	議案第9号	政策等 の区分	計画・事業	条例
	加西市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について		その他()	

①【政策等を必要とする理由】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)第36条による河川法の一部改正により、準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を、条例で定めることとなつたため、その基準を規定する条例を制定するものです。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

他の自治体においても、経過措置期間中(平成25年3月31日まで)に、準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を、政令で定める基準を参考し条例化されることになります。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定期限	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

河川法

河川管理施設等構造令

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0				

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

国が定めている現行基準を踏襲し、既存の管理施設等の整合を図るようにします。

担当部局	担当課	添付資料の有無
都市整備部	土木課	有・無